

支援者からのメッセージ

改革を成し遂げた活動

東 大作 (現 上智大学教授)

私は、会ができた2000年に、NHKの報道局のディレクターをしておりましたが、東京新聞の「人」という欄の岡村さんの記事を見て、取材を始めました。他の被害者の方にもお話を伺って、個人的にも、こんなに理不尽な制度がこの世の中にあるのかと思いました。

マスコミ、メディアの人間としては、公平な報道に務めなければなりません、この件については賛成派と反対派の両方を伝えるというよりも、被害者の方の主張が正義だと考えて番組を作ろうと、腹をくくったところがあります。ただそう思う一方、法務省も日弁連も反対していましたので、果たして被害者の会が訴えていることが実現できるのだろうか、難しいのではないかと、思ったのも事実です。とにかく自分なりにできることを、微力ながらやりたいと思い取材していました。

最初に2000年10月にNHKスペシャル「犯罪被害者はなぜ救われないのか」を作らせて頂きました。その後2002年に岡村さんから「ドイツへ調査に行くので、同行してもらえないか」と言われました。NHKの上司には反対されましたが、最終的に、クローズアップ現代とキーパーソンという番組で予算を頂いてドイツへ行くことができました。

私とカメラマンが調査団に同行したことで、先ほどお話も出ましたように、ドイツの裁判官の方々が、テレビのために模擬裁判をしてくれました。その様子をクローズアップ現代という番組で全国に放送しました。それが非常に大きなインパクトを司法界にも与えたと後で伺い、私なりに微力ながらお力添えできた事があったとすれば嬉しいことだと思っています。

その後、私は2004年にNHKを退社して、カナダの大学院に留学を始めました。元々夢であった平和構築、つまり戦争の国を平和にするための勉強をしたいと、修士と博士を始めたのですが、その時も、唯一事前に相談したのは岡村さんでした。

私がNHKを退社した後も、今日来ておられる天川さんやNHKの諸先輩や後輩の方々が、この被害者問題をとり上げ、国谷さんの番組で継続的に放送してく

ださったこと、とても感謝しています。

当時、自民党の司法制度調査会の小部会で、「犯罪被害者基本法」にするのか、「犯罪被害者支援法」にするのか、非常に大きな議論があり、最終的に、岡村さんが訴えていた基本法が成立しました。こうした事態を受け、私は、カナダに移ってからずっと電話で話をしていた岡村さんからご協力を頂き、以前取材した人たち一人ひとりにカナダから電話でインタビューをしました。こうした内容をまとめて、「犯罪被害者の声が聞こえますか」という本を2006年に講談社から、2008年には新潮文庫から出すことができました。こうした書籍を通じて少しでも、犯罪被害者の会の運動が、どうやって抜本的な司法制度の改正に繋がったのか、その記録を残せたとすればありがたいと思っています。

私は現在、国際関係と平和構築について、上智大学で研究したり、学生に教える仕事をしています。そこで若い人たちに、「なかなか日本という国は変えることができないという諦めがあるかもしれないけれど、こうやって自らが被害に遭って、声を挙げ、自分たちで制度の改革案を作り、たぶんできないであろうと思われていた改革を成し遂げた人たちがいるのです。そういう活動があるのです」という事を伝えるようにしています。「社会を変えることは決して不可能ではない」ということを、この会の活動から私たちは学ぶことができると確信しているからです。

だからこそ私は、日本の戦後の市民運動の歴史の中でも、犯罪被害者の会の運動は、非常に大きな意義を持っていると考えています。これから私たちが、その歴史を引き継ぎ、日本が、そして世界が少しでも良くなるために活かしていくことが、これからの我々の責務だと思っています。本日は有難うございました。

支援フォーラムを立ち上げて

山本 千里

本日はこのような会に参加させていただきありがとうございます。

18年間、活動を続けてこられたのは大変なことだと頭の下がる思いでございます。

岡村さんが2000年1月に犯罪被害者の会を立ち上

げられて、6月に一橋大学の同窓である経団連の会長の奥田碩さん、私の同期の石原慎太郎君、首都大学の理事長の高橋宏君が、岡村さんのお話を聞きました。岡村さんのすごい馬力と意志に感動し、これは絶対に「あすの会」を支援しようという事を決めたようです。

そして、経団連副会長の樋口廣太郎さん、瀬戸内寂聴さんにも発起人になっていただき、8か月後の9月に「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」を立ち上げたわけです。この時、私は高橋宏君と事務局を引き受けました。如水会の会員ネットワークを活用しまして全国の人たちに、寄付をしてくれないかと声を掛けまして、個人会員670人、法人会員100社にご寄付をいただきました。あすの会の立ち上げの時でしたから、多少なりともお役に立てたのではないかなと誇りに思います。

このような活動を、今後、若い人で引き継いでくれる方が現れることを期待しております。

全国に先駆けて意見書を提出

堺市議会議長・堺市女性団体協議会 山口典子
皆さま、今日は「あすの会」の最終大会にお招きいただきありがとうございます。あすの会のことを知った当初、私は議長ではありませんでしたが、この度、20年目にして、無所属の女性議員でありますご推挙頂き堺市議会議長に就任しました。

私は、堺市女性団体協議会という堺市で最も長い歴史を持つ市民団体の活動をしてきました。私たちが、あすの会を知ったのは、2002年暮れのテレビニュースでした。「悲しみの果てに」というタイトルの人形劇で被害者とその国の不合理な法の実情を語られていました。そして岡村先生がコメントを述べておられました。それまで私は、議員をしておりますながら、この国の法律は弱いものを守ってくれと信じて疑わなかったのです。「それは、全く違う」という事を林さんが堺で何度も講演をしてくださいました。

また、夏の暑い時に一緒に堺東駅前街頭署名運動もしました。その時に、堺の高校生が一生懸命協力してくれました。私は、犯罪被害者やそのご家族が置かれている現状をもっともっと社会全体に知らせなければという思いで、その後も署名活動を続けました。

いろいろ一緒させていただきましたが、たまたま私はその時議員でありましたので、地方議会の議員として他にできないことがないのかと思った時に、「意見

書がある！」と気づき、2003年9月24日付、堺市議会全会一致で、日本で初めて「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を小泉総理宛と法務大臣宛に提出させていただきました。その後、堺市議会が提出した意見書と同じ意見書を全国107の自治体が提出したのです。

たまたま今、議長になりましたので、これからも地方議会としてできることはすべてやりたいと思います。

あすの会の皆様の活動は、この国における人間の生命の尊さ、人間の尊厳を法にしっかりと打ち込んでくださいました。皆さまのなされた活動は未来永劫、必ずや私たちを救い、私たちを幸せに導く指針です。そういう道筋をつけて頂いたことを心より感謝し、これからも皆さんと共に頑張っていきたいと思っています。お礼のご挨拶とさせていただきます。

あすの会と弁護士

弁護士 守屋典子

私にとりまして弁護士会議というものは、全て勉強会でした。弁護士会議は平成13年ごろからだったと思います。当時の訟廷日誌という弁護士の手帳を、平成13年分から19年分まで見返してみました。そうしますと、平成13年9月8日に初めて岡村事務所というのが出てきました。その辺りから、多分言われている弁護士というものができて弁護士会議が始まったと思います。

見返しますと、毎年20～30回ほど岡村事務所で開催をしておりました。平日は午後4時～9時頃まで、土曜日は朝の9時から午後5時くらいまで、連日やっていたこともあります。議題はいろいろありましたが、今日もお越しの椎橋先生や諸澤先生にお越しいただいてご講義いただいたり、各国の法制度の検討をしたり、日本の法制度との整合性があるかどうかという事を検討したり、調査に行くに当たり質問事項を作ったり、帰って来てから報告書を作ったり、意見書を作ったり、要綱案を作ったり、岡村先生の検討会や法制審のバックアップをしたりしました。今考えてみると、本当に、弁護士の仕事をしながらでしたので、すごく忙しかつたと思うのですが、当時は「とにかく被害者の参加制度を作るのだ」という思いが非常に強くて、弁護団の皆がそれを共通して持っていましたので、特に負担感もなく一生懸命取り組むことができました。

当時は、「被害者参加なんて、何を寝言を言ってい

るの」というような空気でした。そういう逆境の中でしたけれども弁護団会議は続きました。何故続いたかと言えば、岡村先生がいてくださったからですけども、白井先生と高橋先生の力も大きかったと思います。白井先生は常にリーダー的な存在で静岡から毎回出席してくださいました。高橋先生はいつも岡村先生に寄り添って事務的なことは一切引受けてくださいました。このおふたりがいなければ弁護団会議が続いたかどうか分かりません。

最後になりますが、弁護団の弁護士は被害者ではありませんでした。私たちとしては少しでも良い制度を作ろうと思って一生懸命したつもりでしたけれども、被害者の皆さんから見れば、「おかしいなとか、何も分かっていないな」と思われたこともあったと思います。でも、被害者の皆さんだけではできなかっただろうし、また弁護士だけでも、どうにもできなかった問題であったと思います。あすの会の成果というのは、あすの会の皆さんと弁護士がうまく協力できた結果実現できた事と思います。そういう意味で、あすの会の皆さん、弁護団の皆さんに心から「お疲れ様でした」と申し上げたいと思います。

確信を得たヨーロッパ調査

弁護士 河野 敬

私があすの会の活動で関与させていただきましたのは、第1回ヨーロッパ調査の事務局、電話法律相談、勉強会、後は公訴時効の時に岡村先生に随行して書記のような役割をさせて頂いたことです。

私のような者が大変僭越ですが、第1回ヨーロッパ調査についてお話させていただきます。この調査は、刑事訴訟に被害者が参加する制度についてです。その頃は、被害者の立場は惨憺たる状況で、我々は、学者、実務家の方々に集まっていた研究会をしていました。しかし、なかなか当時の枠組みから出られませんでした。「それならば、自分たちで調査に行こうじゃないか」と岡村先生から話があり、一緒にやっていた弁護士たちも、「それをやらなきゃだめだ。是非行きましょう」となった次第です。

この勉強会では、ターゲットを絞ってドイツとフランスに行こうという事になりました。ドイツの制度は、諸澤先生からベーシックな部分をお聞きしてとっかかりができました。そして、東大の川出先生、愛知大学の加藤先生、フランスについては小木曾先生に大変お

世話になりました。とにかく、我々は勉強しました。勉強会に行くとは分からないことがあって、また帰って来て勉強して、そこへ岡村先生が、「あれはどうかね。これはどうかね」と仰るわけです。するとまたそれを調べなければいけない。昔の法哲学や考えられるものをすべて調べました。皆本当に燃えていました。しかし、燃えているからといって、そのまま燃え尽きる気持ちでヨーロッパへ行ったからといって調査できるわけではないのです。それで、事務的なことを東京にいる私がやることになりました。

ドイツは11か所、フランスは7か所、これも聞きたい、あれも聞きたいと質問が相当に出るわけです。私はそれを持って帰って、夜な夜なメールを打つわけです。フランスでは山西さんというパリにおられた一等書記官で検察官の方、ドイツでは松本さんというベルリンにおられた一等書記官で検察官、そのバックに国際課長の林さんがおられて、支援してくださいました。

この調査では、理論的なことよりも「実際の運用はどうか」「この制度に対して使っている人はどのように評価しているのだろうか」という事を聞きたいと思っておりました。典型的な話は、「被害者が参加すると法廷は混乱する」という反対論者からの意見でした。我々はそのことを聞いて回りました。しかし、被害者が参加すると混乱するなどという回答はひとつもなく、この調査をして我々は、被害者の刑事手続きへの参加を実現させなければならないと一層強く思いました。出発前は、「できないかもしれない」と思わなくもなかったのですが、戻ってきたときは、「これは絶対できる」と思っていました。

この調査が2002年、被害者の参加が実施されたのが2008年12月です。このような短期間でこれだけの改革ができたというのは驚異的だと思います。被害者の方ご自身の活動がバックボーンにあってこのように早く実現されました。

もうひとつは、皆様ご存じの岡村先生の爆発的な推進力、壁に当たった時の突破力、それが継続するという持続力。これらの奇跡的なことが組み合わさってできたことだと思います。先ほど東さんが仰ったように、私も、被害者の参加ということは正義だと思っており、こういう制度ができたことに、末端ではありますけれども、お手伝いさせて頂いたことに感謝しております。